

札幌市地域活動支援センター等食材費高騰対策特別支援金交付要綱

令和6年2月27日
障がい保健福祉担当局長決裁

(目的)

第1条 本事業は、食材費の高騰に伴い運営経費が急増している地域活動支援センター等に対し、地域活動支援センター等食材費高騰対策特別支援金（以下「支援金」という。）を交付することにより、利用者へ食材費の価格転嫁をすることが難しい地域活動支援センター等の運営安定化を図り、提供する食事サービスの質を維持し、利用者が安心して継続的に食事サービスを楽しむことができる環境の整備に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域活動支援センター等は下記ア、イ、ウのいずれかに該当するものをいう。
 - ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に規定する地域活動支援センター、福祉ホームをいう。
 - イ 札幌市から障がい者地域活動支援センター運営費補助金の交付決定を令和5年度において受けている地域活動支援センターをいう。
 - ウ 札幌市から障がい者地域共同作業所運営費補助金の交付決定を令和5年度において受けている地域共同作業所をいう。
 - (2) 居事業所 第1号のうち、福祉ホームをいう。
 - (3) 通所事業所 第1号のうち、地域活動支援センター、地域共同作業所をいう。
- 2 前項に定めるもののほか、この要綱において使用する用語の定義は、障害者総合支援法及び児童福祉法に定めるところによる。

(交付要件)

第3条 交付対象は次の各号全てを満たす札幌市内の地域活動支援センター等とし、申請者は当該地域活動支援センター等を運営する法人とする。

- (1) 第1条に示す本事業の目的を十分に理解し、本支援金を目的に沿って適切に運用する意思があること。
- (2) 利用者へ継続的に食事提供を行っていること。
- (3) 令和5年10月1日までに事業を開始していること（令和5年10月1日時点で休止している施設等を除く）。また、地域活動支援センターは障がい者地域活動支援センター運営費補助金の交付決定を、福祉ホームは福祉ホーム運営費補助金の交付決定を、地域共同作業所は障がい者地域共同作業所運営費補助金の交付決定を令和5年度において札幌市から受けていること。
- (4) 令和5年10月1日以降、事業を休止しておらず、申請日時点で令和5年度中に廃止又は休止する予定がないこと。
- (5) 令和5年度において、北海道が実施した「医療・介護・障がい施設等食材料費支援金支給事業」の交付対象になっていないこと。

(交付金額)

第4条 交付する支援金の額は、サービス種別ごとに、次に掲げる各支援単価に、

申請時点における地域活動支援センター等の利用定員数を乗じて得た金額とする。
また、定員の定めがない地域活動支援センター等については、令和4年度の平均通所人数を四捨五入したものを利用定員数とする。

- (1) 居住事業所 支援単価 6,400円
- (2) 通所事業所 支援単価 2,200円

(交付申請)

第5条 申請者は、交付申請書(様式1)を市長に提出するものとする。

- 2 申請受付期間は、原則、要綱施行日から令和6年3月15日までとする。ただし、市長がやむを得ないものと認めた場合に限り、受付期間経過後も申請を受け付けることがある。

(支援金の交付)

第6条 市長は、前条の申請を受けたときはその内容を精査し、予算の範囲内で支援金の交付を決定する。支援金の交付を決定したときは決定通知書(様式2)により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、交付決定後、前条の申請の際に届け出た口座に交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定を取り消し、交付した支援金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 第3条に掲げる交付対象の要件を満たさないと市長が認めたとき。
- (2) 虚偽の申請内容により支援金の交付を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、支援金を交付することが適当ではないと市長が認めたとき。

(調査等)

第8条 市長は、支援金の交付に関する事務を適正に実施するために必要と認めるときは、支援金の交付を受けた者に対し、関係する書類の提出を求め、又は調査を行うことができるものとする。

- 2 支援金の交付を受けた者は、前項の書類の提出や調査に協力しなければならない。

(委任)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、障がい保健福祉部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年2月27日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年3月31日をもって、その効力を失う。